

## 平成26年度 第6回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成26年11月13日(木) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 大砂会長 押川会長代理 江川委員 井川委員

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。事務局より第10号議案の説明をお願いします。

事務局

### 第10号議案説明

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 敷地へ車で行く場合は南側の道から入ることになるのですか。

事務局 南側もしくは東側の道から入ることになります。

委員 敷地の前は駐車場ですか。

事務局 そうです。駐車場を囲うフェンスから4mの空間を確保しています。

委員 2.2mのネックになっているところは、解消の目処はありますか。

事務局 申請地の西側もしくは南側の駐車場が後退すれば解消できるかと思えます。現在の許可基準ではこれまで駐車場であったところに許可はしないので、基準法上の道路を整備しない限り、建築物はできないという扱いになります。

委員 元々申請地と隣接する更地を含む土地に一軒の家が建っていたのですか。

事務局 3軒の家が建っていました。1軒が2戸長屋で、戸数は全部で4戸ありました。

委員 青色の空地の所有権はどうなっていますか。

事務局 4名の方が所有権を持たれています。

委員 共同住宅の方はこの空地を利用しないのですか。

事務局 主に東側の道から入られると思います。共同住宅は許可が必要になる以前の建物になります。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より第11号議案の説明をお願いします。

事務局

### 第11号議案説明

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。  
委員 空地は隅切り部分の前のあたりまでですか。  
事務局 隅切り部分の前まで43条但し書きを適用する空地としております。  
会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より第12号議案の説明をお願いします。

事務局

第12号議案説明
予定建築物 一戸建ての住宅
該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。  
委員 南側に窓が少ないですが、採光は確保できていますか。  
事務局 43条ただし書きの許可では採光計算の記載を求めているので確認していませんが、確認申請で指摘される可能性があります。  
会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より第13号議案の説明をお願いします。

事務局

第13号議案説明
予定建築物 一戸建ての住宅
該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。同様の議案ですので、同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より第14号議案の説明をお願いします。

事務局

第14号議案説明
予定建築物 一戸建ての住宅
該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。  
委員 空地は行き止まりになっているのですね。東側は法面になっているのですか。  
事務局 はい。空地の突き当りは崖のようになっていますので、東側には行けません。空地から北に上がったところも段差があり通れません。  
委員 申請地南側の専用住宅の出入りはどこですか。  
事務局 南側から出入りをされています。  
会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より第15号議案の説明をお願いします。

事務局

第15号議案説明

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 3階に大きいバルコニーがありますが、バルコニーの幅が2mを超える部分は床面積に算入していますか。

事務局 2mを超える部分の1.6m×1.6mを床面積に算入しています。

委員 空地が狭いようですが、消防車等に入れますか。

事務局 大きい消防車は難しいと思いますが、小型のポンプ車は近くまで入ることが可能です。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することに異議ございませんか。ないようですので同意することとします。それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 2件

会長 ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、報告は以上とします。それでは、事務局からその他、連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の建築審査会は12月4日午後2時から高層棟4階の特別会議室での開催を予定しております。今回の署名委員は押川委員、江川委員をお願いいたします。

会長 それでは建築審査会を終了いたします。ありがとうございました。